

新潟県条例第37号

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例の一部を改正する条例

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第8条の2 委員会は、その定めるところにより、 部会を置くことができる。</p> <p><u>2 部会に属すべき委員、臨時委員及び調査員は、 会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に、当該部会に属する委員の互選により、 部会長を置く。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の会務を掌理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたと きは、当該部会に属する委員のうちから部会長が あらかじめ指名する者が、その職務を代行する。</u></p> <p><u>6 委員会は、その定めるところにより、部会の決 議をもって委員会の決議とすることができる。</u></p> <p><u>7 前条の規定は、部会について準用する。この場 合において、同条第1項中「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。 2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。